

公共下水道の事業計画区域を拡大しました(平成27年度)

境港市役所下水道課

中海側における公共下水道の早期整備をめざして、事業計画区域として渡地区のほぼ全域と、市道外港外江線以南の外江地区、米川町などの区域213ヘクタールを追加しました。

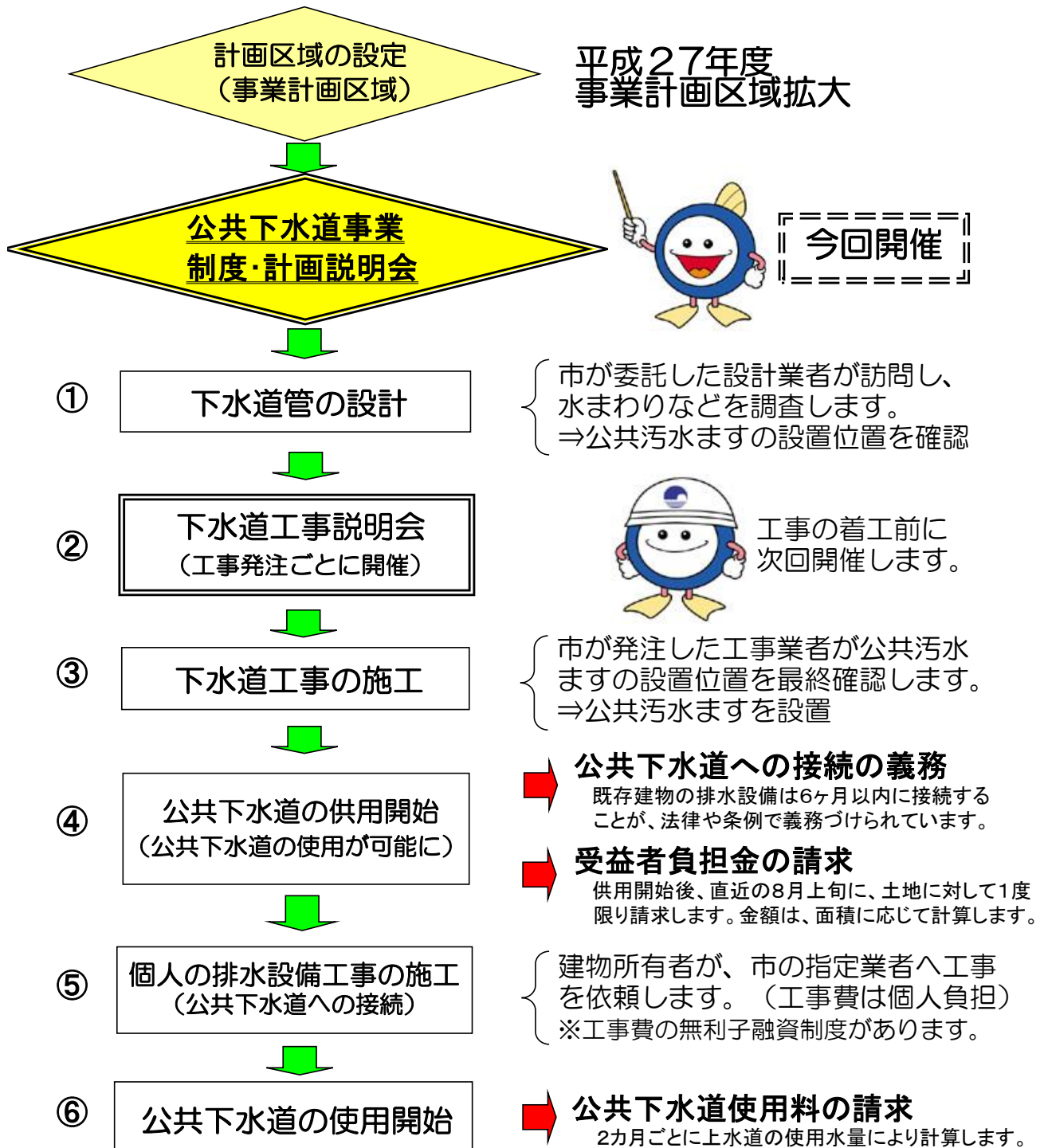
この追加区域では、おおむね7年間で公共下水道を整備する計画です。

今後、この区域内を対象として、公共下水道の制度等の説明会を平成28年1月から開催し、現地調査や設計を行って、平成28年度から順次、下水道工事を進めていきます。

【公共下水道の概要】

トイレ、台所、風呂、洗濯などの汚水は下水道管へ、雨水は水路へ別々に流します。公共下水道の工事では、道路の下に下水道管を埋設するほか、汚水を集めて下水道管へ流す「公共汚水ます」を各敷地内(道路境界から1m以内)に原則1箇所ずつ市が設置します。

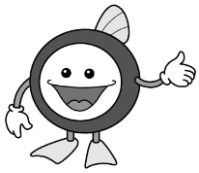
◎平成26年度末の人口普及率:66.0%



公共下水道 事業計画区域拡大図

追加区域
 町界





境港市の公共下水道

公共下水道ができると、みなさまのご家庭では公共下水道に直結する水洗トイレを使用できるようになり、台所や浴室、洗濯の汚水なども公共下水道に流せるようになります。これにより川や海の水がきれいになるとともに、お住まいの周辺では害虫や悪臭、大雨による浸水などの心配がなくなり、清潔で快適な暮らしが生まれます。

しかしながら、やっと完成した公共下水道も、みなさまに使っていただかなければ効果を発揮できず、お住まいの地域の生活環境はいつまでも改善されません。

このリーフレットでは、公共下水道に汚水を流すための工事の手続きや、使用料などについてご案内しますので、できるだけ速やかに公共下水道の使用をはじめさせていただきますようお願いいたします。

排水設備をつくりましょう

お住まい周辺の地域に公共下水道が整備され、「処理区域」（処理場で汚水を処理することができる区域）に入ると、みなさまに文書で「供用開始」（公共下水道を使えるようになったこと）をお知らせします。そこで、みなさまには、公共下水道へ汚水を流すための「排水設備」をつくっていただくことになります。

◆ 排水設備とは

下水道は、市が道路などに埋設して管理を行う「公共下水道」と、各家庭から出る汚水を公共下水道に流すための「排水設備」からなっています。

排水設備は各家庭の敷地内に設置する汚水ますや排水管などで、個人の負担で作り、管理をしていただく個人の財産です。

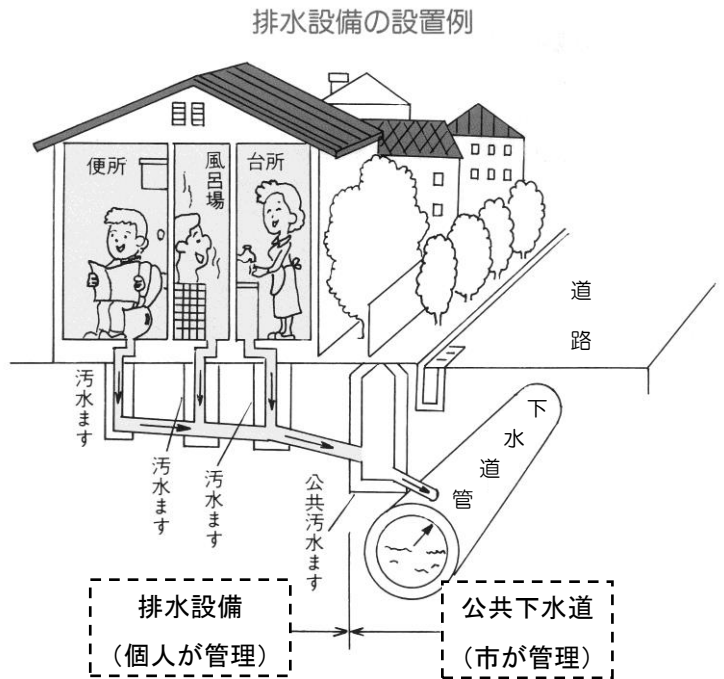
また、「公共汚水ます」は、公共下水道と排水設備をつなぐ汚水ますで、市が個人の敷地内に原則として1つ設置して、市が管理するものです。

◆ 早期の接続にご協力を

公共下水道が整備されお住まいの周辺が処理区域に入ると、汚水を排出する建物については**供用開始の日から6ヶ月以内に排水設備を設置**することが義務づけられています。（下水道法第10条、境港市公共下水道条例第4条）

なお、排水設備の設置に伴い、既設の浄化槽または便槽は廃止し、以後の点検管理、清掃、くみ取り等は不要となります。

排水設備の設置や水洗トイレへの改造は、原則として、**建物の所有者**が行うことになっています。（下水道法第10条）



排水設備の工事

排水設備工事は、正しく工事を行わないと、排水の詰まりや排水管の故障の原因になります。必ず、市が指定した「指定業者」に依頼してください。

◆ 工事は必ず「指定業者」で ※別紙の指定業者一覧表から選んでください。

排水設備工事は、市の「指定業者」でなければ工事を行うことができません。

指定業者とは、排水設備工事に必要な知識と技術をもった責任技術者がいて、安心して工事を任せられる業者を市が指定したものです。工事だけでなく、みなさまに代わって市に提出する書類の作成・申請なども行います。工事の内容や金額をよく確認して依頼しましょう。

◆ 工事の手続きは

- ① 指定業者が、市に工事の申請をします。
申請書は指定業者が準備して市に提出しますので、確認して署名や押印してください。
- ② 市は、提出された申請書の施行方法などを審査し、適正であれば工事を許可します。
- ③ 指定業者が工事に着手します。
- ④ 工事が終わって工事完了届が市に提出されると、市職員が完了検査をします。
検査には原則として依頼者の立会が必要です。合格すると市が検査済書を交付します。

排水設備工事資金融資をご活用ください

排水設備をつくるには、多額の資金を用意する必要があります。市ではみなさまの経済的な負担をやわらげるために、無利子の「排水設備工事資金融資あっせん制度」を設けています。すみやかに工事に取りかかるために、この融資を役立ててください。

◆ 融資の内容は

- ① 融資額は、工事代金を上限とし、10万円～100万円の範囲内で1万円単位です。
- ② 返済期間は融資を受けた月の翌月から60か月以内、無利子で、元金均等の返済です。
- ③ 融資をするところは、次の金融機関です。
(株)山陰合同銀行 (株)鳥取銀行 (株)鳥根銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合

◆ 融資を受けられる人は

- ① 境港市内に住所があり、独立した生計を営んでいる人
- ② 市税・受益者負担金などを滞納していない人
- ③ 融資を受けた資金の償還が可能な人
- ④ 上記②と③を満たす、独立した生計を営む連帯保証人1名を立てることができる人
※連帯保証人は融資を受ける人と同じ返済義務を負います。市外居住者でも可能です。
- ⑤ 融資を申込む金融機関の取引停止対象になっていない人

◆ 融資の手続きは

- ① 排水設備工事を依頼するときに、融資の希望を「指定業者」へお知らせください。
- ② 工事の申請の際にあわせて、融資あっせんを市へ申請します。(申請書類の提出は「指定業者」が代行します。)
- ③ 市が融資あっせんを決定すると、金融機関が審査します。(金融機関から追加書類の提出や来店を求められる場合があります。)融資が承認されると、工事に着手します。
- ④ 工事が終わると、市は検査済書などの融資に必要な書類を発行します。
- ⑤ 申込人と連帯保証人が金融機関に行き、実際の融資の手続きを行います。
- ⑥ 融資を受けると、その翌月から完済まで毎月返済(原則として口座振替)を行います。

公 共 下 水 道 の 使 用 料

公共下水道を使い始めると、汚水の量に応じて「公共下水道使用料」を納めることになります。みなさまから納めていただいた使用料は、汚水処理する処理場や下水道管などの維持管理の費用と、施設整備の際に借り入れた費用の返済の一部にあてられます。

◆ 使用水量の決め方

公共下水道の使用水量は、原則として上水道の使用水量（検針の水量）です。

井戸水を使用する場合などは、世帯人数や使用形態などを考慮して使用水量を認定します。

◆ 使用料の計算方法

◎料金表（2か月あたり・消費税8%を含む）

平成26年4月改定

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料
基本使用料	20m ³ まで	2,808 円
超過使用料	20m ³ を超え 40m ³ までの分	183.60 円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分	207.36 円
	100m ³ を超え 200m ³ までの分	266.76 円
	200m ³ を超え 1,000m ³ までの分	313.20 円
	1,000m ³ を超え 2,000m ³ までの分	326.16 円
	2,000m ³ を超える分	338.04 円

◎計算例（2か月の使用水量が40m³の場合）

基本使用料 20m³まで 2,808 円 ①

超過使用料 20m³を超え40m³までの分 183.60 円 × 20m³ = 3,672 円 ②

使用料合計(①+②) = 6,480 円

◎使用料早見表（2か月あたり・消費税8%を含む）

使用水量 20m ³ まで 2,808 円					
使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
30m ³	4,644 円	70m ³	12,700 円	110m ³	21,589 円
40m ³	6,480 円	80m ³	14,774 円	120m ³	24,256 円
50m ³	8,553 円	90m ³	16,848 円	150m ³	32,259 円
60m ³	10,627 円	100m ³	18,921 円	200m ³	45,597 円

◆ 納付の方法は

2か月ごとに上水道の検針があります。検針の翌月の下旬に納入通知書を送付しますので、請求月の月末の納期限日までに、金融機関窓口で納付または口座振替で納付してください。

◎便利で確実な「口座振替」を、ぜひご利用ください。

お申し込みは、「口座振替依頼書」を市役所に郵送または市役所窓口へ提出してください。境港市指定金融機関の窓口で申し込む場合は、通帳・届出印をご用意され、金融機関に備えてある「口座振替依頼書」で申し込んでください。

※郵便局（ゆうちょ銀行）では、口座振替のみ取扱いしています。

※境港市では、水道料金は米子市水道局から、公共下水道使用料は境港市役所下水道課から、それぞれ別々に請求されます。すでに水道料金の口座振替を行っている場合でも、新たに市役所に公共下水道使用料の口座振替をお申し込みください。

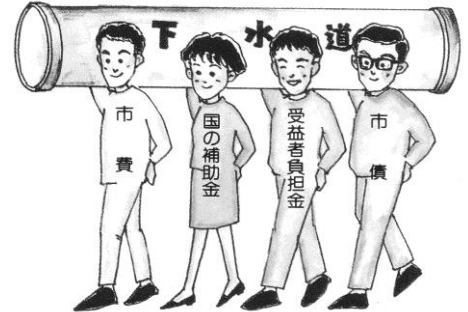
公共下水道整備をささえる受益者負担金

住みよいくらしを生み出す公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。この費用は、国の補助金や市債という借入金、みなさまが納められた税金などの市費、そして、公共下水道の利益を受ける人が負担する「受益者負担金」によってまかなわれています。

◆ 受益者負担金とは

下水道は、道路や公園など一般の公共施設とはちがい、利用できるようになる地域が限られています。限られた地域の下水道のために一般の人が納めた市税等の税金だけを使うと、下水道を利用できない人にとっては公平ではありません。

そこで、下水道の利益を受ける人たちに整備費の一部を負担していただき、より一層の整備促進につなげようというのが、「受益者負担金」の制度です。(都市計画法第75条)



◆ 受益者は申告で決定

公共下水道の整備が終わった地域から順番に、それぞれの土地（公共汚水柵が設置されていない土地も含まれます。）に対して一度だけ受益者負担金を賦課（請求）していきます。

負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として、公共下水道が整備された地域の土地の所有者です。なお、協議により借家人などの権利者も受益者となることができます。

受益者や受益面積などは申告に基づいて決定します。あらかじめ公簿で調べてから、その年に賦課される土地の所有者に宛てて、5月に、地番や面積を記入した「公共下水道事業受益者申告書」を郵送します。内容を確認して負担金を納める人が署名して提出してください。

※賦課された後で、売買などで所有者が変わったときは、「公共下水道事業受益者異動申告書」の提出により受益者（負担金を納める人）を変更することができます。新旧の所有者双方がご了承のうえで、希望される場合は下水道課までお知らせください。

◆ 納める金額は

土地の広さと、市条例で定められた負担区及び単位負担金額によって決まります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

(例) 第6負担区(単位負担金額 420円/m²)に330m²(約100坪)をお持ちの場合、

$$420\text{円} \times 330\text{m}^2 = 138,600\text{円} \Rightarrow \text{負担金総額 } 138,600\text{円}$$

◆ 納付の方法は

8月上旬に納入通知書を送付しますので、金融機関窓口または口座振替で、年4期×5年、計20回に分けて納付してください。

◎お得な一括納付を、ぜひご利用ください。

各年の第1期納期限（8月末日）までに、1年分または残りの全額をまとめて納付すると、前納年度に依りて「報奨金」の交付＝割引があります。(第1期分は計算の対象外です。)

期別	納期限
第1期	8月末日
第2期	10月末日
第3期	12月28日
第4期	2月末日

前納年度	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分
報奨金の率	20%	16%	12%	8%	4%

(例) 負担金 138,600円を一括で全納(初年度の8月中に全額納付)すると・・・

$$\text{割引額 } 26,200\text{円} \quad (138,600\text{円} - \text{第1期分 } 7,500\text{円}) \times 20\% \Rightarrow \text{支払額 } 112,400\text{円}$$

※口座振替は期別ごとに行いますので、一括納付による報奨金の交付＝割引はありません。

◆ 負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金は、公共下水道が整備された全ての土地に賦課されますが、その土地または受益者の状況により、「減免」（支払義務を免除または負担金額を減額）したり、「徴収猶予」（負担金の請求を先送り）する場合があります。それぞれ、受益者からの申請が必要です。

(1) 減免・・・公共性の高い私道、墓地、境内地、社会福祉施設、自治会施設など

※減免の率は、減免事由によって定められています。

(2) 徴収猶予・・・登記地目及び現況が宅地以外である土地など、受益者の状況が下記の事由にあてはまる場合

受益者負担金の徴収猶予基準

事 由	徴 収 猶 予 の 期 間	摘 要
農地	農地法第4条及び第5条に規定する許可があった日までの期間又は宅地化するまでの期間	すでに許可済のものは、その転用目的の地目とする。
山林・原野・雑種地等	宅地として使用又は使用できる状況に転用するまでの期間	
災害・盗難・その他の事故	その程度に応じて3年以内	消防署・警察署のり災証明書等が取得できるもの
係争地	受益者の決定（判定）までの期間	訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること
生活保護法に規定する被保護者	生活保護法による適用期間	
実状により市長が必要と認める場合	市長が必要と認める期間	

※ 農地を宅地にした場合など、猶予する理由がなくなったときは、すみやかに下水道課へ届出てください。猶予決定時に決めた負担金額を請求します。

※ 猶予されている土地の所有者が変わった場合にも、下水道課への届出が必要です。

お問い合わせは 下記までご連絡ください

境港市建設部下水道課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

排水設備工事・融資・公共下水道使用料・受益者負担金についてのお問い合わせは

➡ 普 及 係 (0859-47-1118)

実施中の工事・工事の計画・下水道管の維持管理についてのお問い合わせは

➡ 計 画 整 備 係 (0859-47-1117)

処理場・ポンプ場についてのお問い合わせは

➡ 〒 684-0055 境港市佐斐神町 545 番地
下水道センター (0859-45-5661)

境港市排水設備工事指定業者一覧表

(あいうえお順 平成27年11月1日現在 計71社)

区分	指定業者名	事業所の所在地	電話番号	指定業者名	事業所の所在地	電話番号
境港市内業者	(有)足立組	境港市外江町2152番地1	42-2480	(有)寺本商店	境港市大正町112番地	42-3056
	足立燃料(有)	境港市幸神町154番地	45-2131	ネヒラ設備	境港市竹内町800番地	45-3072
	(有)環建	境港市中野町1800番地1	44-6868	(有)橋本工業所	境港市小篠津町257番地1	45-3230
	(有)圭設備工業	境港市上道町2009番地	42-2794	浜田水道設備	境港市外江町1873番地	44-6797
	(有)幸栄設備	境港市渡町923番地	45-7706	(有)浜田設備	境港市幸神町114番地	45-0756
	コーワ建設(有)	境港市高松町1223番地	45-4122	堀田石油(株)	境港市相生町33番地	42-2155
	境港土建(株)	境港市西工業団地145番地	44-5611	(株)箕矢組	境港市渡町827番地16	30-3240
	三協建設(株)	境港市元町108番地	44-2401	武良設備(有)	境港市高松町219番地	45-6536
	(有)角建設	境港市外江町3255番地	42-3454	(株)リンクス	境港市蓮池町50番地1	42-5335
	(有)大栄建設工業	境港市中野町3135番地	42-6229	(有)渡辺商店	境港市渡町2350番地4	45-0537
(有)大東工業	境港市財ノ木町1060-3	45-6683				
その他の業者	(有)アイシン	米子市彦名町527番地2	29-3222	(株)曾我設備サービス	米子市二本木920番地1	37-1230
	(有)会見設備	西伯郡南部町天萬1065番地6	64-2451	大幸設備工業(有)	米子市両三柳150番地3	32-9615
	(有)アクア	米子市大篠津町779番地4	25-0871	大成工業(株)	米子市米原6丁目15番37号	32-1137
	泉空調設備(有)米子出張所	米子市彦名町36番地4	48-1135	(株)大丸水機	米子市淀江町西原106番地1	56-3860
	(株)ウォータープラント	米子市八幡275番地	21-3933	(株)太陽水道工事	松江市学園南1-16-6	0852 22-3204
	浦安工業(株)山陰営業所	米子市彦名町4526番地3	24-2547	太陽日酸エネルギー(株)中四国支社 山陰支店	米子市昭和町11番地	33-2521
	河崎設備	米子市河崎1482番地1	29-1607	(有)高広工業	米子市福市383番地1	26-5881
	(有)車尾設備工業	米子市車尾3丁目10番8号	33-0234	(株)大山設備	米子市皆生5丁目13番46号	32-8164
	ケーティー住設(有)	米子市安倍121番地4	24-5400	(有)ダイワ鋼商	西伯郡日吉津村日吉津194-9	27-5019
	(有)興陽	米子市上後藤7丁目1番49号	29-4587	大和設備(株)米子支店	米子市米原5丁目1番11号	34-7121
	(有)小林設備	米子市奥谷319番地31	26-1038	タナカ設備	米子市両三柳1903番地	29-2529
	(有)佐々木組	米子市車尾南1丁目1番24号	33-1655	(株)タニシ	米子市大篠津町688番地10	28-5501
	山陰水道工業(株)鳥取営業所	鳥取市布勢111-2-101	0857 28-7238	(株)中電工米子営業所	米子市東福原3丁目8番14号	33-3771
	山陰冷暖(株)米子営業所	米子市西福原15番地6	22-7468	(株)DAYS	米子市新開5丁目3-22 101号	090-6411 -6705
	(株)三伸総合設備	米子市目久美町70番地6	34-6443	(有)テック	米子市一部162-2	37-1715
	(株)山水	西伯郡日吉津村日吉津2523番地9	27-3317	花井設備	米子市富益町677番地	25-0807
	(株)三徳興産	米子市榎原1452番地1	26-0508	(有)花本工業	松江市美保関町森山1668番地3	0852 72-2358
	(有)三和下水道工業所	米子市錦町2丁目83番地	22-4914	(有)藤原建築工務店	西伯郡伯耆町古市856番地1	62-0954
	(株)清水設備	西伯郡伯耆町押口332番地3	57-6163	(有)船原設備工業	米子市夜見町2484番地3	24-0807
	(株)シンセイ	米子市西福原9丁目19番15号	35-6560	(有)米設工業	米子市三本松4丁目9番14号	34-3904
シンセイ技研(株)米子営業所	米子市日ノ出町1丁目5番20号	35-5866	(株)みたこ土建	米子市八幡486番地1	39-7173	
水道屋 あきさと	米子市下郷410	21-3939	(株)ミテック	米子市吉谷217番地	26-5200	
合同会社 壽山設備	米子市上後藤3丁目14-21	29-5298	(株)向井	米子市彦名町4171番地	29-0830	
(株)ゼンシン工業	米子市彦名町5344番地1	21-7220	(株)モチダ	米子市蚊屋248番地1	27-1651	
曾我工業(株)	米子市和田町2038番地5	25-1186	米子ガス産業(株)	米子市旗ヶ崎2200番地	33-3431	

※上記の業者以外では、工事ができませんので、ご注意ください。